

「42 の提言」アクションプラン改訂版 改訂概要

改訂箇所	改訂内容	改訂趣旨
アクションプラン 3 インフォームド・コンセント委員会等の設置	説明、同意及び係る文書の持続的な適正化を図るためには、法令の観点、知見を欠かすことができないため、外部委員の選任に関して、法律の専門家を選任し、必要時に招聘する制度を検討することとした。	取組強化
アクションプラン 4 医療対話推進者との連携体制の構築	使用する用語を統一し、取組を明確にするため、「対話推進者」としていた文言を「医療対話推進者」と改めた。	文言整理・明確化
アクションプラン 5 Patient-Centered Care に係る委員会の設置	患者の権利確保や患者市民参画の取組を効果的に推進するため、従前の「アクションプラン 5 患者の権利確保の委員会の設置」及び「アクションプラン 15 患者市民参画のあり方検討」の 2 つのプランを、アクションプラン 5 「Patient-Centered Care に係る委員会の設置」として統合した。	同一趣旨のプラン統合
アクションプラン 6 重点事項(共通テーマ)の設定と分析	機構全体における一層の共通理解を図り、取組を効果的に推進するため、「(インシデント) 共通テーマ」を「重点項目(共通テーマ)」と呼称変更した。	文言整理・明確化
アクションプラン 8 QI (Quality Indicator) とガバナンスの一直線化	「42 の提言」における「QI」の意義を再確認し、機構全体における一層の共通理解を図るため、医療安全に係る QI について、【用語の解説】に加筆した。	文言整理・明確化